

令和7年度公益財団法人福島県文化振興財団 正規職員（文化財主事・学芸員）採用試験実施要項

公益財団法人福島県文化振興財団は、埋蔵文化財の発掘調査業務のほか、指定管理者として福島県文化センター、福島県文化財センター白河館の管理・運営、芸術文化に関する事業、文化団体への助成事業を実施しています。

この度、埋蔵文化財の発掘調査業務又は福島県文化財センター白河館での学芸業務を行う正規職員を記載のとおり募集します。

- 採用予定職種及び人員 文化財主事・学芸員 3名

(参考) 採用実績	令和7年4月	3名
	令和6年4月	2名
- 勤務予定地 遺跡調査部（福島市旭町7-7）または
福島県文化財センター白河館（白河市白坂一里段86）
上記のほか、次の部署へ転勤の可能性があります。
財団事務局・福島県文化センター（福島市山下町1-25 福島市春日町5-54）
- 主な職務内容 県内各地への出張による埋蔵文化財の発掘調査、又は出土文化財の保安全管理、活用等の学芸業務
上記のほか、勤務課所により経理等の事務に従事する場合があります。
- 採用予定年月日 令和8年4月1日
※採用者との相談により、令和7年10月1日から令和8年3月1日までの間で、時期を前倒し、採用する場合があります。
- 応募条件 次の条件をすべて満たす者
 - 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（大学院を含む。以下「大学」という。）を卒業（修了）した者又は令和8年3月31日までに大学を卒業（修了）見込みの者
 - 学芸員資格を有する者（令和8年3月31日までに学芸員資格を取得見込みの場合も可）
 - 昭和57年4月2日以降に生まれた者
- 欠格事項 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - 日本国籍を有しない者
 - 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下で成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- 給与等
 - 「公益財団法人福島県文化振興財団職員給与規程」等の定めるところにより、学歴及び職務経験の年数等により給与を決定します。ほかに、期末手当・勤勉手当・扶養手当・住居手当・通勤手当・超過勤務手当・退職手当等を支給します。
(参考予定額) 令和7年度大卒初任給 月給230,300円
 - 労働時間 1日7時間45分（シフト制勤務有）
 - 休日 週休2日制（指定休）
国民の祝日に関する法律に規定する休日並びに年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）（シフト制による振替有）
 - 有給休暇 年次休暇・その他の休暇（病気・結婚・出産・忌引など）
 - 保険等 健康保険・厚生年金保険・雇用保険・労働災害保険、互助会等に参加

8 試験の期日、内容、会場及び結果発表

(1) 1次試験 ア 期 日 令和7年7月2日(水)

受 付 13:00～13:15
教養試験(大卒程度) 13:20～13:50
知的能力テスト 14:00～14:40
専門試験(筆記) 14:50～15:30
適性検査 15:40～16:10

※当日の進行により時間に変更となる場合があります。

イ 会 場 福島市山下町1-25 とうほう・みんなの文化センター
管理事務所B棟2階

ウ 結果発表 7月11日に合格者の受験番号をホームページに掲載するほか、合格者へ郵送にて2次試験案内を通知します。

(2) 2次試験 ア 期 日 令和7年7月22日(火)又は23日(水)

受 付 9:00～16:30の間で指定します。
面接試験 同上(30分程度)

イ 会 場 福島市山下町1-25 とうほう・みんなの文化センター
管理事務所B棟2階

ウ 結果発表 7月末日までに合格者の受験番号をホームページに掲載するほか、合格者へ郵送にて通知します。

9 受験手続及び受付期間

(1) 受験申込書請求

申込書等はホームページ(公益財団法人福島県文化振興財団 <https://www.fcp.or.jp/>)からダウンロードしてください。

(2) 受験申込書提出先

〒960-8115 福島市山下町1-25 とうほう・みんなの文化センター管理事務所内
公益財団法人福島県文化振興財団事務局総務課 採用担当 行
電 話 024(534)9192 F A X 024(534)9196

(3) 申込方法 下記提出書類を上記提出先まで持参又は郵送してください。

ア 提出書類 受験申込書兼履歴書1通(所定様式 写真貼付)
受験票1通(所定様式)

イ 受付期間 令和7年5月20日(火)～6月20日(金)(消印有効)

ウ 受付時間 午前8時30分～午後5時00分(土・日曜日、祝日は受付
しません)

エ 郵送による受験申込みは「特定記録」郵便とし、返信用封筒(長3封筒に
110円分の切手を貼付し、返信先の郵便番号・住所・氏名を明記したもの)
を同封のこと。

10 その他

採用試験の結果、合格となった場合でも、令和8年3月31日までに大学を卒業できないまたは学芸員資格を取得できないことが明らかになった場合、並びに「6欠格事項」に記載された内容に該当することとなった場合は採用を取りやめます。

問合せ先	公益財団法人福島県文化振興財団 事務局総務課 〒960-8115 福島県福島市山下町1-25 電 話 024(534)9192 F A X 024(534)9196
------	--